

## ■ 照明例 (JISで規定されている場所)

		照度範囲 (lx)															
		3,000	2,000	1,500	1,000	750	500	300	200	150	100	75	50	30	20	10	
事務所	玄関ホール(昼間)	応接室・待合室 食堂・守衛室	喫茶室・宿泊室 更衣室・倉庫	屋内非常階段													
工場	●制御室などの計器盤 及び制御盤 超精密作業	設計室 製図室	制御室	電気室 空調機械室	出入口・廊下・通路 階段・洗面所・便所	屋内非常階段 倉庫・屋外動力設備										屋外(通路、構内整備用)	
学校		教室・実験実習室・図書閲覧室 教職員室・保健室・食堂 屋内運動場	講堂・集会室・休養室・ロッカー室 廊下・階段・洗面所・便所・宿直室	バスケットコート・バレーコート テニスコート・水泳プール													
病院		手術室	診察室・救急室 分娩室・看護婦室 薬局・調剤室	育児室・記録室 待合室・面会室 外来の廊下	更衣室・洗面所 カルテ室・宿直室 霊安室	動物室・暗室 非常階段											
商店一般共通事項	●陳列の最重要点	●重点陳列部 ●レジスタ ●包装台	エレベーター ホール エスカレーター	●一般陳列品 商品室	応接室	洗面所、 便所 階段・廊下	休憩室 店内全般										
食堂／レストラン 軽飲食店		●サンプルケース	集会室・調理室 ●食卓 ●レジスタ ●帳場	玄関・待合室・客室 洗面所・便所	廊下・階段												
劇場／映画館			出入口・売店・楽屋 ●入場券売場	観客席・ロビー 休憩室・電気室 機械室・洗面所	映写室・モニタ室 廊下・階段 ●奈落作業所	モニタ室(上映中) 映写室(上映中)											
旅館／ホテル		●フロント ●帳場	車寄せ玄関・調理室 事務室 ●客室・机	広間・食堂	倶楽部・更衣室・客室 廊下・階段・浴室	非常階段											
美容／理髪店		●結髪 ●毛染 ●セット ●メーカーキャップ	●調髪 ●顔そり ●着付 ●洗髪 ●レジスタ	店内便所	廊下・階段	●庭の重点											

**\*注意**

- 印は局部照明を併用することによってこの照度を得てもよい。この場合の全般照明の照度は局部照明による照度の1/10以上であることが望ましい。
- 深夜の病室及び廊下は2~1lxとする。
- 手術室の照度は手術台上直径30cmの範囲において无影灯により20,000lx以上とする。

**\*照度を規制した法令**

労働安全衛生規則・事務所衛生基準規則・理容師施行規則・風俗営業取締法・消防法施行令・建築基準法施行令等があり、各々の場所での法定照度が規定されています。

照明例 (JIS Z9110-1979 抜粋)